

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-114
処分の種類	付帯工事原因者への費用負担命令、公園予定地における準用			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第14条第2項、第33条第4項			
処分の概要	他の工事又は行為のため必要となった都市公園に関する工事に要する費用の原因者負担命令（公園予定地に準用）			
処分基準 （未設定の場合 はその理由）	<p>未設定（法令の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】 都市公園法第14条第2項 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
基準の制定根拠	都市公園法第14条第2項			